年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要	1.	今回0)あっ	みせん	楽	の根	牙要
----------------	----	-----	-----	-----	---	----	----

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 56 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 54 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 8件

青森国民年金 事案 589

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から48年3月まで

私が、昭和 45 年に 20 歳になったころ、母から、老後のために国民年金に加入し、定職に就くまで支払いをしてくれるという話を聞かされた。両親の性格上、これまで税金等の滞納は一度も無く、国民年金保険料を滞納しているはずもない上、私自身、その当時留守番をしていた時に、何度か集金に来ていた人に両親の分と一緒に国民年金保険料を支払った記憶があるにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金の加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間当時同一世帯であり、申立期間に係る保険料を納付していたとする父母の記録を確認すると、父は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から満60歳で資格喪失するまで保険料を完納しており、母は、61年4月3日に記録整理されるまでは、A町の国民年金被保険者名簿により、国民年金制度が発足した36年4月から申立期間を含め国民年金保険料を完納した記録となっており、申立人の家族の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「母が夫婦二人分と私の国民年金保険料を、自宅に集金に来た人に納付していた。私も何度か留守番をしている時に、集金に来た人に、母から預かっていた保険料を納め、封筒に領収印を押してもらっていた記憶がある。」と述べている上、申立人が所持している昭和49年度国民年金保険料領収カードには、保険料が記載され領収印が押され

ていることが確認できるところ、A町の現在の年金事務担当者は、「申立期間当時、A町では、申立人の住所地であるB地区を含むほとんどの地域で、婦人会による国民年金保険料の集金が世帯ごとに行われていた。 封筒に受領印を押すという形で集金していた。」と述べており、申立人の主張と符合する。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 45 年 5 月 12 日に払い出され、国民年金被保険者資格を取得した同年 10 月から 12 月までは納付済みであり、資格取得と同時に納付を開始したことが確認でき、申立期間のうち、46 年 10 月からは C 県に住んでいたとしているものの、住民票は A 町にあったことが確認できるところ、その間においても申立人の母は、「A 町にいなかった時も変わりなく娘(申立人)の保険料も一緒に集金してもらっていた。」と述べており、保険料の納付意識の高かった申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付できなかったとする特段の事情はうかがわれない。

加えて、申立人に係るA町の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間直後の昭和48年4月から49年3月までの期間における検認欄に、「劒」のゴム印が押され、国民年金保険料を納付している記録となっているが、48年6月の「劒」のゴム印の下に、「48.6.5喪失」と記載されているものの、48年6月以降の「劒」のゴム印は訂正されることなく、当該期間の国民年金保険料について還付処理がなされた記録が無いなど、行政側の事務処理の不備が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

青森国民年金 事案 590

第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 4 月から 11 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和52年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から11年3月まで

私が大学に入学しA市に在住している間、B町在住の祖母が、私の国民年金の加入手続及び申請免除の手続を行ってくれていた。申請免除の手続に関しては、毎年必ずB町役場に足を運んでいたにもかかわらず、祖母が平成11年度の申請免除の手続をするためにB町役場に出向いた際、「前年度である10年度の申請がなされていない。」と言われ、当時は第三者委員会もなかったため、「10年度も確かに申請免除の手続を行ったので、訂正してほしい。」とB町の担当者に話してきたということだったが、結局、記録は訂正されなかった。

私の家庭は母子家庭で、母が私と兄の二人を扶養しており、平成9年度から12年度までの4年間の母の収入に特に変化は無く、私の生活状況にも変化は無く、ほかに特段財産収入も無かったにもかかわらず、国民年金に加入してから大学を卒業するまでの4年間で、申立期間のみ申請免除の手続がなされていないということに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びB町の国民年金被保険者名簿により、申立人は、 大学在学中の20歳となった平成9年*月から13年3月まで、申立期間 を除き、すべて申請免除期間(12年度は学生納付特例制度による免除) であることが確認できる上、申立人は、「大学在学中に、私の生活状況や、 母子家庭で私と兄を扶養していた母の収入に特段の変化は無かった。」と 主張しており、申立期間前後の期間が申請免除とされているにもかかわ らず、申立期間のみ申請免除の手続を行わなかったとする特段の事情はうかがわれない。

また、申立人の申請免除を毎年行ったとする申立人の祖母は、「申立人の兄について、大学に在学中は申請免除の手続を毎年行った。」と述べているところ、申立人の兄は、国民年金の被保険者資格を取得した平成6年3月から大学を卒業する10年3月まで、すべて申請免除期間とされていることが確認できることから、申立人の祖母は、申請免除の手続について習熟していたものと考えられる。

さらに、申立人の祖母は、「申立期間に係る申請免除の手続をする際に、 B町の担当者に、申立人については免除申請するが、申立人の兄は大学 を卒業したので平成10年度は免除申請しない旨を伝え、兄の分の国民年 金保険料を納付してきた記憶がある。」と述べているところ、オンライン 記録により、申立人の兄は、平成10年4月1日から厚生年金保険に加入 しているものの、同年4月分の国民年金保険料が、同年6月17日に還付 決議され、同年8月4日に還付されていることが確認できることから、 祖母の主張は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年1月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する 義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和49年12月1日から50年1月6日まで 私は、学校卒業後、昭和48年3月22日からA社に勤務していたと ころ、50年1月に関連会社であるB社に転属となり、継続して同年同 月6日から同社C工場に勤務しているにもかかわらず、49年12月1日 から50年1月6日までの厚生年金保険の加入記録が無いことには納得 いかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主からの「申立人は、申立期間において正社員として勤務していた。」とする回答及び事業主から提出された昭和 49 年分、50 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳並びに申立人から提出された永年勤続表彰状から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和 50 年 1 月 6 日に同社から関連会社である B 社 C 工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年1月10日支給の49年12月分給与の保険料控除額及び同年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、控除した保険料を納付したか否か及び申立人に係る資格喪失日を昭和49年12月1日として届出したか否かについては不

明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日である同年12月1日となっており、離職日は同じであることから公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録する特段の事情もうかがえないことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和49年5月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月21日から同年5月25日まで 申立事業所であるA社には、出稼ぎで妻と一緒に行き、辞めるのも 一緒だったのに、厚生年金保険の資格取得日は夫婦共に昭和49年1月 22日とされているが、資格喪失日については、妻は同年5月25日、私 は同年3月21日とされており納得できない。申立期間を厚生年金保険 被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、「A社に夫婦一緒に出稼ぎに行き、辞めるのも一緒だった。」と主張しているところ、当該事業所における申立人及びその妻の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、いずれも昭和 49 年1月 22日と確認できるものの、資格喪失日については、妻は同年5月25日となっているが、申立人は同年3月21日とされており、申立期間の加入記録が無い。

しかしながら、申立人の雇用保険の加入記録では、厚生年金保険被保険 者資格を取得した昭和49年1月22日に雇用保険被保険者資格を取得し、 離職年月日は同年5月24日とされており、申立期間において継続して勤 務していたことが確認できるところ、申立人の妻は「夫と一緒に入社し、 一緒に辞めて帰ってきた。」と述べており、申立人及びその妻を当該事業 所に連れて行った現場責任者である元同僚は、「私が申立人夫婦を一緒に 連れて行き、二人は一緒に辞めて帰った。」と供述しており、その妻に申立期間の厚生年金保険被保険者資格があるにもかかわらず、申立人のみ、厚生年金保険被保険者資格を喪失させる合理的な理由は見当たらない。

また、当該事業所における他の元同僚の雇用保険の離職日は、厚生年金 保険被保険者資格喪失日の記録と一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

青森厚生年金 事案 505~556 (別添一覧表参照)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない 記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業 主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録 を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関す る法律に基づき、申立てに係るA社における申立期間の標準賞与額に係 る記録を<標準賞与額>(別添一覧表参照)に訂正することが必要であ る。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の当該標準賞与 額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険 料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

基礎年金番号 生年月日: 住

所

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が正しい金額で控 除されているが、当該賞与に係る標準賞与額の社会保険事務所(当時) への届出について、事業主が支給額を基にして算定した額であるく標 準賞与額> (別添一覧表参照) と届出すべきところ、誤って各種保険 料控除後の金額を基に算定した額である<オンライン記録上の標準賞 与額>(別添一覧表参照)として届出を行った。

事業主は誤りを認め、日本年金機構に当該賞与に係る訂正届出を行 ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効によ り納付できず、記録の訂正もできないとされているので、年金給付に 反映されるよう記録を訂正してほしい。

委員会の判断の理由 第 3

事業主から提出された申立人に係る賃金台帳により、申立人は、<標

準賞与額>(別添一覧表参照)の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	オンライン記録上の標準賞与額	標準賞与額
505	男		昭和49年生		13万9,000円	17万2,000円
506	男		昭和49年生		44万7,000円	54万1,000円
507	男		昭和54年生		26万3,000円	34万9,000円
508	女		昭和53年生		32万1,000円	39万7,000円
509	男		昭和46年生		40万1,000円	48万5,000円
510	男		昭和45年生		37万4,000円	50万1,000円
511	男		昭和42年生		41万5,000円	50万2,000円
512	男		昭和52年生		25万5,000円	41万円
513	男		昭和55年生		27万8,000円	38万1,000円
514	男		昭和53年生		28万1,000円	34万7,000円
515	男		昭和53年生		30万3,000円	36万7,000円
516	男		昭和55年生		24万円	32万1,000円
517	男		昭和50年生		31万1,000円	38万4,000円
518	女		昭和43年生		32万6,000円	40万3,000円
519	男		昭和44年生		29万8,000円	36万9,000円
520	男		昭和51年生		32万2,000円	39万9,000円
521	男		昭和54年生		28万6,000円	35万3,000円
522	女		昭和55年生		30万1,000円	37万1,000円
523	男		昭和52年生		30万8,000円	38万円
524	男		昭和50年生		35万6,000円	43万9,000円
525	男		昭和52年生		28万6,000円	37万8,000円
526	男		昭和42年生		54万5,000円	65万9,000円
527	男		昭和53年生		24万7,000円	36万7,000円
528	男		昭和53年生		22万8,000円	39万7,000円
529	男		昭和24年生		24万6,000円	30万円
530	男		昭和36年生		47万5,000円	57万8,000円
531	男		昭和53年生		27万6,000円	33万4,000円
532	男		昭和54年生		24万6,000円	33万4,000円
533	男		昭和56年生		26万7,000円	33万円
534	女		昭和56年生		24万3,000円	30万円
535	女		昭和56年生		26万7,000円	33万円
536	男		昭和56年生		29万1,000円	36万円
537	女		昭和44年生		32万1,000円	42万2,000円
538	男		昭和45年生		45万7,000円	56万4,000円
539	男		昭和57年生		22万6,000円	31万6,000円
540	男		昭和57年生		22万2,000円	34万8,000円
541	男		昭和57年生		25万7,000円	31万8,000円
542	女		昭和57年生		24万7,000円	31万8,000円
543	男		昭和57年生		25万7,000円	31万8,000円
544	男		昭和57年生		25万7,000円	31万8,000円
545	男		昭和57年生		25万7,000円	31万8,000円
546	男		昭和58年生		24万7,000円	31万8,000円
547	男		昭和54年生		27万8,000円	34万3,000円
548	男		昭和56年生		27万3,000円	33万7,000円
549	男		昭和58年生		24万5,000円	30万3,000円
550	女		昭和58年生		24万5,000円	30万3,000円
551	女		昭和58年生		24万5,000円	30万3,000円
552	男		昭和58年生		24万5,000円	30万3,000円
553	男		昭和42年生		50万円	61万8,000円
554	男		昭和54年生		25万6,000円	31万6,000円
555	男		昭和60年生		19万円	25万9,000円
556	男		昭和42年生		13万円	16万1,000円

青森国民年金 事案 591

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年3月までの期間、平成2年1月から 同年3月までの期間及び同年4月から7年3月までの期間の国民年金保 険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から52年3月まで

② 平成2年1月から同年3月まで

③ 平成2年4月から7年3月まで

社会保険事務所(当時)に、申立期間①、②及び③の国民年金保険料の納付記録について照会したところ、①及び②については未納、③については免除期間であるとの回答をもらった。

私は、申立期間①、②及び③については、当時、自分で仕事をしながら、その収入で毎月銀行に行き国民年金保険料を納付していた。申立期間③については、平成2年5月に離婚後すぐに納付書が送られてきたので、経済的に苦しかったが無理をして必ず保険料を納めていた上に、免除申請した覚えは無い。申立期間①、②及び③について、保険料が未納とされていること、及び免除期間になっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、市町村の国民年金被保険者名簿(電子データ)はいずれも未納となっており、オンライン記録と一致している上、申立人が当該期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間①について、申立人は、申立期間直前の昭和50年に第一子を出産し、申立期間中の51年*月に第二子を出産するなど、生活状況に変化が見られる上、「国民年金保険料を毎月納付していた。」と主張

しているものの、保険料が毎月納付となったのは平成元年4月以降であ り、その主張とは符合しない。

申立期間③については、60 か月と長期間である上、いずれも申請免除期間とされており、オンライン記録において、申立日及び処理日が入力されており、毎年免除申請がなされていることが確認できる上、申立人は、「免除申請した覚えは無い。」と主張しているものの、免除の承認は本人または家族の免除申請に基づき行われるものであることから、申請が無いにもかかわらず、市町村が国民年金保険料を免除することは考え難い。

また、申立期間③について、申立人は、平成4年分から8年分までの確定申告書(控)を所持しており、それを見ると、毎年一年分に相当する国民年金保険料額が記載されているが、申立人自身が免除申請したと認めている平成7年度に相当する額の保険料を計上していることが確認できることから、申立人においては、免除期間についても国民年金保険料について申告している状況がうかがわれ、確定申告書(控)に記載されている申告額のみをもって申立人の国民年金保険料が納付されていたものとは推認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月5日から38年6月1日まで

② 昭和38年7月25日から39年1月5日まで

③ 昭和47年11月1日から48年6月1日まで

申立期間①及び②については、A社で3年間B業務の仕事をしていた。 給与から保険料は引かれていた。

申立期間③については、C社(現在は、D社)にE業務の仕事で妻と一緒に行った。途中でF県G町(現在は、H市)に転勤した。妻と全く同じ期間勤めたのに、厚生年金保険の加入記録が昭和48年6月からというのはおかしい。

申立期間のすべてを厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、元同僚の証言から、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、昭和38年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人を含めて33人の被保険者すべてが申立人と同様に同年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A社は、平成7年10月31日に適用事業所ではなくなっている上、 当時の事業主及び事業主の妻は既に死亡しており、申立期間当時の事務担 当者とも連絡が取れないことから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の取 扱いについて関連資料及び証言を得ることはできないほか、I健康保険組 合は、「記録の保存期間を経過しており、確認することができなかった。」 と回答している。

さらに、申立期間内に厚生年金保険の加入記録が1か月である被保険者は申立人以外に4人確認できるところ、元同僚の一人は、「申立人のことは知っている。厚生年金保険の加入取扱いについては何も分からないが、すぐ辞める人もいたし、1か月しかいない人もいた。厚生年金保険の適用前に保険料が控除されていたかは分からない。」としており、申立人の勤務状況、厚生年金保険の加入取扱い等について具体的な証言を得ることはできなかった。

なお、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から38年3月までの期間において国民年金に加入し、申請免除期間となっていることが確認できる。

申立期間③について、雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間においてC社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、現在の事業主は、「法定保存期間満了に伴い、各種資料 を廃棄しているため、提供できない。」と回答している。

また、申立人は、夫婦共に当該事業所に同じ期間勤務したと主張しているところ、雇用保険の被保険者資格取得日は夫婦共に昭和47年10月27日となっているものの、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、申立人が48年6月1日、妻は同年4月1日と相違しており、申立期間当時の現場所長に照会したところ、「当時は役所の指導もありきちんとしていたと思うが、アルバイトとか臨時の人は厚生年金保険に加入させていなかったかも知れない。」としている。

さらに、申立人が名前を挙げた元同僚二人のうち、申立期間後に厚生年金保険の加入記録のある一人は既に死亡しているほか、厚生年金保険の加入記録の無い他の一人からは証言を得ることはできなかった。

なお、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、申請免除期間及 び国民年金保険料の納付済期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控 除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月9日から同年10月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険被保険者期間について照会したところ、申立期間について被保険者として記録されていない旨回答を受けた。

私は、昭和34年4月9日から同年9月30日まで、A県B町にあった C社に季節労働者として雇用され、D業務の仕事をしていた。同年6月 ころに、耳に木片がささり鼓膜が破れたので、病院に通い健康保険証を 使った記憶がある。当時の上司の名前を挙げるので、申立期間について、 厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和34年4月9日から同年9月30日まで、C社に季節労働者として雇用された。」と主張しているところ、現在のE社の担当者は、「昭和34年当時、C社にはD業務の作業現場があり、その現場を管轄していたのはF社である。」と証言していることから、申立人がC社のD業務の作業現場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、E社に照会したところ、「申立人に係る雇用台帳が無いため、申立人の雇用形態は不明である。また、厚生年金保険の加入及び保険料の控除についても不明である。」と回答している。

また、申立期間当時にC社のD業務の作業現場でG業務を担当し、F社において厚生年金保険の加入記録がある元作業員は、「昭和 34 年当時のC社のD業務の作業現場には、F社の直庸作業員のほかに、数社の請負業者に雇われた作業員もD業務に従事していた。請負業者に雇われていた作業員の間では、現場責任者のことを「頭」と呼んでいたことを覚えている。

申立人のことは覚えていない。」と供述している。

さらに、申立人が名前を挙げた元上司二人については、当該事業所において厚生年金保険の加入記録が無い上、いずれも所在不明であり、当時の 状況を確認することはできない。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間において厚生年金保険被保険者資格を取得している 247 人の被保険者記録を確認したが、その中に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

なお、C社は、申立期間後となる昭和38年にF社の分割により新設されている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

青森厚生年金 事案 559 (事案 316 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年9月6日から27年9月6日まで

② 昭和27年9月16日から30年5月2日まで

③ 昭和32年8月7日から33年5月2日まで

④ 昭和33年12月31日から34年1月1日まで

申立期間①について、A社において、B業務として昭和23年12月1日から25年9月ころまで勤務し、その後27年9月6日までC業務として働いた。このうち申立期間の12か月分が見つかっていないので、早く見つけてほしい。当時の関係者を追加する。

申立期間②について、D社に昭和27年9月16日から30年5月2日まで働き、厚生年金保険被保険者証を会社へ提出した。E業務で何度も災害があり、危険な目に遭っていた。

申立期間③について、昭和32年8月7日、F社に入社した。履歴書と厚生年金保険被保険者証を同時に会社へ提出した。私は商品の出し入れを担当し、不足分をメーカーに発注していた。失業保険、健康保険、厚生年金保険、所得税は給与から引かれていると思っていた。当時の同僚を追加する。

申立期間④について、G社で、昭和33年12月31日夕方に給料を支給され、 ご苦労さん会を開いてもらった。厚生年金保険が1か月分不足している。 これらの期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについては、i)申立期間①については、A社は昭和42年11月に解散し、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の労務担当者は既に死亡し、当時の事業主等は所在不明であ

るほか、当該期間において厚生年金保険の加入記録がある10人の職員から、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について、関連資料や証言を得られなかったこと、ii)申立期間②については、D社は法人登記された形跡が無い上、厚生年金保険の適用事業所としても確認できず、申立人が名前を挙げた元同僚も所在不明であったこと、iii)申立期間③については、F社は、34年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所でないことが確認できることなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年12月11日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①について、当時の多数の関係者の名前を 挙げており、申立期間②について、新たな事情は無く、申立期間③について、当時の同僚一人の名前を挙げているものの、いずれも申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について、関連資料及び証言を 得ることはできず、その他に新たな証言は無く、委員会の当初の決定を 変更すべき新たな事情とは認められないこと、そのほかに委員会の当初 の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申 立期間①から③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され ていたと認めることはできない。

2 申立期間④については、申立人の具体的な供述により、申立人がG社 に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、現在の事業主は、申立人の当該期間に係る勤務実態及び 厚生年金保険料の控除等について、「当時の資料は破棄済みにつき、全く 把握できない。」と回答している。

また、当時の事務員は、「申立人の厚生年金保険料控除については分からない。当時の事業主等関係者は既に死亡している。」と述べている。

さらに、当該事業所において、申立人と同じ昭和33年12月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している従業員二人が確認できるが、当該従業員二人は、死亡及び所在不明により、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について、関連資料及び証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年6月1日から41年2月3日まで

② 昭和41年3月10日から42年4月1日まで

申立期間当時、私の勤務先であったA社の経営者が変わり、B社(現在は、C社)となった。

私はその間引き続き勤めていたのだが、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得ができない。

関連する書類は存在しないが、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、元同僚6人の証言から、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、昭和41年2月3日に厚生年金保険の適用 事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、申立人 の厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び証言を得ることはできない。

また、当該事業所は申立期間当時、経営状態が悪化して倒産し、D社(現在は、E社)に買収されたという背景事情から、社会保険料の支払いが困難であったことがうかがわれる。

さらに、前記の元同僚6人は、「厚生年金保険料の取扱いについては分からない。」と供述しているほか、当該元同僚の一人は、「私は、A社に数か月勤務し、引き続きB社に勤務していた。」と供述しているものの、当該元同僚のA社における厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、当該事業所では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

加えて、申立人の雇用保険被保険者記録を見ると、資格取得日が昭和 39年 11月 28日、資格喪失日が 40年 3月 31日となっており、申立期間の被保険者記録が確認できない。

申立期間②について、元同僚5人の証言から、勤務期間の特定はできないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、現在の事業主からは、「被保険者台帳等を確認したが、申立期間当時の資料等が無いため確認できない。」との回答を得ているほか、前記の元同僚5人は、「厚生年金保険料の取扱いについては分からない。」としており、申立人の厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、当該事業所の被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は無く、 健康保険の整理番号に欠番3箇所及び重複5箇所があるものの、いずれも 申立期間以降であり、申立人とは別人であることが確認できる。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録も確認できない。

なお、当該事業所と過去に関連があったD社及びF社においても、申立 人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から40年11月25日までのうち 7か月間

- ② 昭和41年4月30日から同年6月25日まで
- ③ 昭和42年9月3日から43年1月5日まで
- ④ 昭和43年7月10日から同年9月20日まで
- ⑤ 昭和53年12月21日から54年12月25日まで

申立期間①について、A社でB業務をしていたが、厚生年金保険がかかっていない。

申立期間②について、C社でD業務であったが、厚生年金保険が2か月足りない。私は病気で入院し、ケガでE社に入社するぎりぎりまで通院した。労災保険はもらっていない。

申立期間③について、F社は、E社で紹介されて入社し、G業務だったが、厚生年金保険が4か月足りない。

申立期間④について、H社は、F社を退社してすぐ入社した。危険な 仕事なので、昭和43年9月20日に退社した。厚生年金保険は2か月不足。

申立期間⑤について、I社でJ業務をしており、1年もいたが、厚生年金保険は1か月しか無い。家が火災のため、当時を証明できるものは無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が名前を挙げた従業員がA社で厚生年金 保険の加入記録があること等から、勤務期間の特定はできないものの、 申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。 しかしながら、当該事業所は昭和51年10月31日に厚生年金保険の適用 事業所でなくなっている上、当時の事業主は連絡先不明のほか、申立人 が名前を挙げた当時の事務員と思われる従業員は既に死亡しており、申 立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について関連資料及び供述 を得ることはできなかった。

また、当該期間に厚生年金保険の加入記録のある複数の従業員は、連絡先不明により、供述を得ることはできない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を 確認したが、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

2 申立期間②について、C社は昭和42年10月31日に厚生年金保険の適用 事業所でなくなっている上、K局は、「当該事業所は42年10月閉社、同年 11月株主総会で解散決議、48年5月*日に裁判所で清算手続終結とあり、 現在はどこも引き継いでいない。」としている。

また、当時の事業主は所在不明のほか、申立人が名前を挙げた当時の 事務担当者は、厚生年金保険の加入記録が無く、連絡先が不明であり、 関連資料及び供述を得ることはできない。

さらに、申立人が名前を挙げた当時の上司は、当該期間における厚生年金保険の加入記録が無く、「私は申立人より早く帰郷したので、申立人の資格喪失日は分からない。」と述べているほか、申立人が名前を挙げた当時の同僚二人も、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無く、一人は「申立人は知っているが、41年6月まで勤めていたか分からない。」、ほかの一人は「申立人が分からない。」としており、具体的な供述は得られなかった。

3 申立期間③のうち、昭和42年10月1日から43年1月5日までについては、雇用保険の被保険者記録及び申立人の具体的な供述により、申立人がF社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は昭和50年8月26日に厚生年金保険の適用 事業所でなくなっているほか、当時の事業主は、「当時の資料は無い。当 時のG業務は、給料の手取り額を増やしたいとして、本人の申込みを受 けて、社会保険を掛けないことがあった。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた当時の事務員と思われる従業員は既に死亡しているほか、当該期間に厚生年金保険の加入記録がある複数の従業員は連絡先不明により、具体的な供述を得ることはできない。

4 申立期間④について、当時の同僚の供述により、勤務期間の特定はできないものの、申立人がH社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は昭和53年2月27日に厚生年金保険の適用 事業所でなくなっているほか、当時の事業主等に対し、申立人の勤務実 態及び厚生年金保険料控除等について照会したが、回答は得られなかっ た。

また、申立人が名前を挙げた当時の現場責任者と思われる従業員は既に死亡しているほか、当該期間に厚生年金保険の加入記録がある複数の従業員は、既に死亡又は連絡先不明により、具体的な供述を得ることはできない。

なお、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

5 申立期間⑤について、現在の I 社は、「平成13年6月1日より申立事業所とは別法人となったため、当時の資料は確認できない。」と回答している。

また、当時の事業主は既に死亡及び行方不明のほか、当時の事務担当者は所在不明により、関連資料及び供述を得ることはできない。

さらに、当該期間に厚生年金保険の加入記録がある従業員は、「申立人は分からない。厚生年金保険料の控除等は社長が知っている。しかし、 一人は死亡、一人は音信不通である。」と述べている。

加えて、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者記録は、 雇用保険の被保険者記録と一致している。

なお、当該期間において、申立人は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付済みである。

6 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から44年9月まで

A県のB店でC業務として働いた。会社名はD社だった。同僚と一緒に働き、社長は女性で、その息子が会計事務を担当していた。約2年間働き、健康保険証をもらい、確かに使った覚えがある。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な記憶及びD社の役員の供述により、勤務期間の特定はできないものの、申立人がB店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社及びB店は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所として確認することができない上、D社の法人登記簿によると、事業主は既に死亡していることが確認できることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、D社の役員は、「B店は社長の母親が経営していた。社会保険は自分でやるように従業員などにも言っていた。」と供述している。

さらに、申立人が上司として名前を挙げた元同僚は、「B店に勤めていたが、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しているところ、当該同僚の厚生年金保険の加入記録は無い。

加えて、申立人が名前を挙げたほかの元同僚については、姓のみしか記憶 しておらず、個人を特定することができないことから、厚生年金保険の取 扱いについて証言を得ることはできない。

なお、前述のD社の法人登記簿によれば、申立てに係るB店業務の記載は無く、E業務のみとなっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

青森厚生年金 事案 563 (事案 319 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年7月2日から36年3月18日まで

② 昭和36年3月20日から38年2月21日まで

③ 昭和40年10月1日から43年3月27日まで

私は、A社及びB社に勤務していた申立期間の脱退手当金が支給済みとされていることについて、請求した記憶及び受給した記憶も無いことから記録確認の申立てをしたところ、第三者委員会で記録訂正不要の判断がなされたが、どうしても納得できないので再申立てする。新たな資料は無いが、当時の同僚の名前を挙げるので、再度、調査審議をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和43年7月5日に支給決定されている上、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が押印されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、ii)社会保険庁(当時)のオンライン記録を見ると、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した女性社員延べ116人のうち、申立人を含めた6人が脱退手当金を受給しているが、その中の同僚の一人は、「脱退手当金については受領した記憶がある。退職時、会社からは脱退手当金についての説明はなかったが手続は会社が代行してくれたと思う。」と証言しているなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年12月11日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われ

ている。

今回、申立人は申立期間に係る脱退手当金について、「請求した記憶及び受給した記憶も無くどうしても納得できない。」として再申立てを行っているところ、申立人から新たな資料の提出は無く、申立人が新たに名前を挙げた元同僚の夫婦のうち夫は、「申立人のことは知っているが、自分は申立人より前に退職したので、申立人の脱退手当金のことについては分からない。」、「自分の妻は、社会保険関係の事務担当者から『もう勤めないのであれば、脱退手当金をもらった方がいいよ。』と言われ受給した。」と供述しており、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる証言は得られなかった。

ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月1日から48年2月3日まで 申立期間について、厚生年金保険未加入期間との回答をもらったが、 この期間もA社に正社員として勤務していた期間であったと記憶してい ることから、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社に 勤務していたことは推認できる。

しかしながら、元事業主は、「臨時で働いている従業員については社会 保険に加入させていない者も多く存在した。」と供述している。

また、元同僚は、「女性の従業員は一般的に夏から冬にかけて勤務し、 それ以外の勤務していない期間は失業保険を受給するという勤務形態だっ た。」と供述しているところ、申立人と同様に昭和43年7月1日に厚生年 金保険被保険者資格を取得した10人中7人が44年3月1日に資格喪失し、 他の3人は同年1月に資格喪失していることが確認できる。

さらに、当該事業所の被保険者原票を確認したが、申立期間において資格を取得した被保険者の中に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番は無い。 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。